

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市田辺における車両接触事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和6年6月20日に発生した京田辺市田辺における車両接触事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

53,636円

2 損害賠償の相手方

市内所在法人

3 事故の概要

令和6年6月20日午後5時頃、京田辺市田辺において、市職員が運転する公用車が入庫のため右折する際、後退で入庫する相手方と接触し、相手方の車が破損したものの。